慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日本林業発達史序説		
Sub Title	Introductory remarks on a history of the development of forest industry of Japan		
Author	服部,議太郎		
Publisher	慶應義塾経済学会		
Publication year	ation year 1952		
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.8 (1952. 8) ,p.556(46)- 563(53)		
JaLC DOI	10.14991/001.19520801-0046		
Abstract			
Notes	資料		
Genre	Journal Article		
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520801-0046		

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

日本林業發達史序說

服剖謙太郎

近代的林野所有の形成

――の形成されてゆく道程であると云えよう。新政府は先づ明國家的林野所有と私的林野所有という二つの所有關係から成るならば、それは封建的林野所有にかわつて近代的林野所有――このような過程を林業史の基柢をなす林野所有の面から見る

所に起り、公有地制度は事實上實施困難の狀態に立ち至つた。 をなしていた。ところが自己の財源を確保するに汲々としてい た新政府はこれに對して地租を賦課したため、農民の反抗は各 會地として領主の課税から免かれていた山林原野がその大部分 制度が設けられたわけであるが、この公有地なるものは從來入 付された。 私有林たることを確認されて個人名儀の地券交付を受け、 制度の設置(明治五年)により、幕藩制下の事實上の私管林は 拂下げることによつて地租收入の増加をねらつた。 同五年大蔵省達官有地拂下規則等の公布を通じて、 一村總持の山林原野等は新たに公有地として村方に地券が交 諸藩奉還の山林を官林とし、同四年太政官布告開墾親則 ここに官有地と私有地との他に、新たに公有地なる 次いで地券 林原野を 從來

することが必要とされ、且つ確證なるものの規準が頗る曖昧で別に、曹石市地」として確認されるためには「所有の確證」を提出第一種に、曹公有地は「官有地」を第一種より第四種まで、「民有地」の二つとなし、「官有地」を第一種より第四種まで、「民有地」の二つとなし、「官の結果舊官有林野は「官有地」を宣し、從來の官・公・私有の三年でに區分して、全國の土地をこのいづれかに屬せしめた。こまでに區分して、全國の土地をこのいづれかに屬せしめた。これは「民有地」を第一種は「民有地」を宣し、從來の官・公・私有の三達し一應右の制度を固定せんとした政府も、翌七年太政官布告達し一應右の制度を固定せんとした政府も、翌七年太政官布告

政裁判所の開廳により區分認定に對する提訴が許された事實等 務省訓令による「官有森林原野列戾申請許可」、 竝びに 同年 行 早晩根本的な改訂の必要に迫られざるを得ない狀態にあつた。 び民有地へ引戻さんとする運動が各所に見られ、官民有區分は ろ官有地編入によつて冤稅となり、その使用收益だけを得よう を申請すれば政府はこれに對して審理をなすべき旨を規定する 二年制定の「國有土地森林原野下戾法」は、舊所有者が下戾し 誤謬脱落等を訂正せんとするものであつたが、 の實施を終つたが、素々官民有區分の證據が曖昧であるため判 明治十八年に行われた地押調査は土地の一筆調査により從來の の物質的基礎を確立することを目的として行われた事業である を基軸として實施された、 と見られる。土地官民有區分は明治九年から十四年の間に一應 權と民有權とを平等に確認するというよりは、むしろ明治政府 の困難なものも多く、 考えていた人々が、官有地編入後の條件の嚴酷さに驚いて再 有區分の頭初に課税を懼れて民有地たることを欲せず、 準」並びに同九年同局達の「山林原野官民有區別處分法」等 年地組改正事務局達により發布された「山林原野官民有區別 官有地に編入されたものも相當の數に上つた。 官民有區分修正の一連の動きであった。 幾多の不合理を強れなかつた。更に官 いわゆる土地の官民有區分は、官有 かくして明治三十 同二十三年農商 地にしてこの際 かくして明治 なし

固定化したものということが出來る。
でる不安定な林野所有關係は、ここに一應その終止符を打たれでる不安定な林野所有關係は、ここに一應その終止符を打たれの一に過ぎず、立法の趣旨は必ずしも實現されなかつた。然しのたが、實際はこの再審理によつて民有地に戻つたものは十分ととによつて、官民有區分に最後の結末を與えるべきものであ

をとつて、種目別林野所有面積を檢すれば次表の如くである。有關係が一應固定化したと考えられる明治三十三年という時期以の點を、その特質として指摘することが出來る。いま林野所係の殘存を背景とする絕對主義政權の國家權力が强力に働いて以上槪觀してきた日本に於ける近代的林野所有の 形 成 過 程以上槪觀してきた日本に於ける近代的林野所有の 形 成 過 程

	,		
树色的 经经济债务 医	合計	公私社寺有林 林	
	二四、四六八、三九三、	八、四八三、六一二二四八、九六〇	
	100%	三 五 四八八 % % %	1 1 1 2 2 1 2 1 2 1 1

共に國有林が壓倒的な比重を占めて居り、後には私有林の發展は主として蓄積低い小規模林から成つている。このように質量大部分蓄積量多きいわゆる美林から成るのに對して、公私有林の公利地は三分の一に過ぎない。更に質的に見れば、官有林が即ち國有林御料林を併せた官有林は全體の約三分の二を占め、

林業發達史序說

四七(五五七)

生んだのである。
せんだのである。
は、当されたという歴史的事實がこの結果を構までがそこから閉め出されたという歴史的事實がこの結果をある。維新改革の過程に於いて、本來農民の私有に分割せらる業史はそのまま國有林史であるといっても過言ではない狀態で業史はそのまま國有林史であるといっても過言ではない狀態で

所有權の强さの相違に励着すると云うことが出來よう。所有權の强さの相違に励着すると云うことが出來よう。として一般に官有林は東北・九州・中部山地等の經濟的後進地と於ける地農村構造即ち農民層の分化・商業資本の浸透等の問題と深く結農村構造即ち農民層の分化・商業資本の浸透等の問題と深く結果が行政により、これは共して偶然ではなく、その地方の器が構造即も農民層の分布形態に就いて一言すると、御料林を別長後に林野所有の分布形態に就いて一言すると、御料林を別

一 國有林野の形成

種に區別された。以上の國有林は當初は各府縣の直轄するとこれの過程に於いて、これらは官林・官有山林・官有原野の三されていた林野は、一切明治新政府の所管となつたが、官民有されて農民の所持占有の對象外にあつて、事實上藩の所有と見做山・御直山等の藩直營林、並びに野山・奥山・遠山などと呼ば山・御直山等の諸侯の版籍奉還と同時に、舊藩時代の御林・御立明治二年の諸侯の版籍奉還と同時に、舊藩時代の御林・御立

の直轄するところとなつた。

場に所属することに決せられ、ここに國有林はすべて中央政府を各府縣の管理下にあつたが、明治三十年に至つて営該大林區との後も引續に関することとなった。官有山林及び官有原野はその後も引續に関することとなった。官有山林及び官有原野はその後も引續との。

國有林野の整理が、右の如く捗らなかつた理由の一つとして

であるが、 氷く政府の悩むところとなつた。 月太政官布告を以て原則的には禁止されたが、實際にはその後 **神奈川縣大住村、同年東京府南多摩郡で起された農民騒動は、** も消極的な賣排は斷續して行われ、 層の集團的反抗に他ならなかつた。國有林の拂下は明治六年七 明治十二年新潟縣北蒲原郡、同十二年群馬縣群馬郡、同十六年 に含まれる入會權の問題をめぐつて、農民の反抗を呼び起した。 て國有林の民間への賣却を認めたから、このことは當然その中 は明治五年六月大巌省達第七十六號を以て官林の拂下を公布し整理に着手したことは痛く農民の反感を買つた。更に明治政府 入會地の國有化が其處に於ける村民の入會權を否認するもので 有區分に當つて多く官有地に編入されたのであつたが、その際 づれも直接には右の入會地拂下に對する反對から發したもの 一の入會權の整理に着手した。 幕藩制下の慣習的入會地は官民 いということであつたのに、政府がその約に反して入會權の 國有林に於ける入會地の問題を擧げなければならない。 2、それは結局に於いて政府の入會權收奪に對する農民 した明治十三年頃から、官有地とを擧けなければならない。明 それに絡む入會權の問題は

三 御料林の形成

積は小さく、それも維新と共に廢されて官有地に編入された。 徳川幕藩制下に於ける皇室の所領は御料所と稱されてその面

日本林業發達史序說

するため御料林を創設すべしとなす意見が政府内部に於いて檢別され始めた。徳大寺、井上毅、伊藤博文等の官有林野御料地間され始めた。徳大寺、井上毅、伊藤博文等の官有林野御料地計され始めた。徳大寺、井上毅、伊藤博文等の官有林野御料地で御料局を設置、同十九年九月には御料局事務規定を公布し、空二十年より農商務省山林局と協力して官林中皇室即登に終いて検討へき部分の調査が開始された。

地・民有下戻出願中の土地等が混在するもの多く、管理上複雜 に御料地中には入會地・貸付地・部分不仕付地・産物拂下慣行 ゆる手段を用いて農民の反對を防いだ。 こともした(明治四十四年山梨縣の例)。又境界紛爭や盜伐の甚 盗伐多き場合は入會慣行ある御料林を縣有財産として交付する かる紛爭に對して政府は入會地の場合は永代草木特賣・樹木腐 な關係を呈する上、地元民との紛議が絶えなかつた。境界を したものがあつたことはこの間の事情を物語るものである。 御料局長官より百町歩以上の官有林調査を關東・東北諸縣の知 一拂下手續・部分林仕付等の許可を以て臨み、これにても尚お 民有の確證あるものは民有林に戻すことを許可する等、 に依頼せる際、 一萬圓を御料愛護資金として交付した例もある。更に御料林 木曾谷十六町村に對して、明治三十八年より二十四年間年 入會權に關する論議はその主たるものであつた。か 或いは開墾獎勵に障碍をなすとの理由で反對を表明 東北諸縣の知事中には、入會慣行の繼續に支 あら 更 B

料所の調査を一應完了した。然し乍ら御料地の境界は多く錯雜調査心得を定めて調査に着手し、同二十九年に至つて内地各御の要不要を明らかにするため、明治二十五年十一月御料地實況を必要とするものも尠くなかつたので、御料地として存置するて收支の償わないものもあり、御料地接續の民有地にして買收一方御料地中には各所に點在して徒に管理保護の費用を要し

るものもあり、三十八年に至つて漸く大略の踏査を終つた。には奥地のため踏査困難なもの、或いは境界紛議のため遅延す十二年度までに面積約七十二萬九千町歩の踏査を終つたが、中あつたので、明治二十六年一月御料地踏査内規を別に定め、三を極め、その地境を踏査して界線を判定することが特に急務で

るものもまり、三十万名に言ってき、即ちいわゆる美林のみで 御料林の分布はほど國有林のそれと似ており、①木曾美林 散在する山林 ④北海道の未開林野をその主たるものとする。 散在する山林 ④北海道の未開林野をその主たるものとする。 大薔積量が頗る大であるということ、即ちいわゆる美林のみで 本薔積量が頗る大であるということ、即ちいわゆる美林のみで ある點にある。

四公有林野の形成

點で、 編入、入會權の廢止、所有權の强化という一連の方策によつて を基軸として、公有林野の整理統一即ち部落有林の市町村への 案」の起草、竝びに同年以降實施された「第一期森林治水事業」 法の改正に伴う「林野管理區分令」、同四十四年の「入會整理法 の努力が拂われた。このような二つの傾向は明治四十年の森林 理權を明かにし、且つ積極的に林業振興を圖らんとする上から 落有林はいわゆる公有林野として官有地と民有地との中間的存 の大字部落となるに伴い、村有林は部落有林となつた。この部 とする方向へ政策がとられた。第二に公有林野は共同利用のた 市町村制施行に伴い町村の合併が行われ、從來の町村が新町村 敷名の記名共有となるかに至つた。ところが明治二十二年四月 在であるが、法制上、行政上不明の問題を多く含んでいた。第 に部落有財産の不均衡に基く部落相互間の融和の阻碍という 段と押し進められたと云うことが出來る。 **兎角濫伐の弊を生じ、荒廢する傾向があり、** 有に分割され、村の代表者の個人名義地となるか、もしくは これについては部落有林を新所屬町村に統一し市町村有 このためその管

た。士地官民有區分並びに町村制施行の過程に於いて、それま政以來地元農民の入會收益と最も深い關係を持つ もの で あつとつて死活の重要性を持つのであるが、公有林野の大部分は藩とつて死活の重要性を持つのであり、そこに入會權の問題が農民に一體我が國の農村に於ける林野の利用は農業經營を成立せし

での村民共同進退の林野は個人持もしくは村の有力者數名からでの村民共同進退の林野は個人持もしくは村の有力者數名からは公有林開發の前提條件をなすものとして、明治末年以降政府の整理開發を積極的に押し進めんとする政府の立場からすれば既だ不都合であり、公有林野の所有遠びに用益の權利關係は政を有林開發の前提條件をなすものとして、明治末年以降政府の公有林政策の中心をなしたのであつた。

て國有林・御料林に比して遙かに劣る。
ない。公有林野は一般に林相登弱であつて、その蓄積量に於いたためであるが、そのことは結局に於いてその地方の農業がつたためであるが、そのことは結局に於いてその地方の農業かつたためであるが、そのことは結局に於いてその地方に多い。こと有林野の分布は東北・中部山岳地帶・九州地方に多い。こ

五 私有林野の形成

正式にその私有權を確認された。この他に官公有地の拂下の過ものであつたが、明治五年の地券制度の設置によつてこれらは事實ある林野等は、いづれも事實上の私有林野と稱せらるべき、川冪濫制下にあつても、川買受の確認ある林野、⑵高入の

務課が設置されたのはこの最初であるとされる。
務行政も漸次獨立化し、明治三十一年四月岐阜縣の内務部に林則及規約が制定されたのはその嚆矢であつた。府縣に於ける林

本ものも存在する。

本縣)等がそれである。 主なるものを擧げると、 方の素封家による大林業經營は存在したのであつて、 が積極的に森林經營に乘り出し始めた。然しこれ以前にも各地 々に興り始め、住友・諸戸・森村・三井・古河・大倉等の諸家 私有林野に於ける資本主義的經營は日清戰爭前後から漸く徐 青梅林業(東京都)、天龍林業(静岡縣)、 木頭林業 (德島縣)、日田林業 (大分縣)、小國林業(熊 尾鷲林業(三重縣)、 金山林業(山形縣)、 吉野林業、〈奈良縣〉、 那須林業 富士川 智頭林業(鳥 いまその ,林業(山 (栃木

い。江戸時代各社寺の有した社寺地は、明治三年十二月の上地異な存在としての社寺有林野について一言しなければならなら、最後に私有林野には屬するが、我國の歷史的特殊性に基く特

則によれば、社寺側は委託官林の監守・保護・栽培等の費用を 本來自己の私有たるべきものを政府が不當に取り上げたとなし て、終始その下渡を望んで巳まなかつた。社寺上地官林委託規 社寺保管林規則となつて一層弧化された。 が整備されて明治三十二年八月に制定された國有林野法に基く により一應明治政府の下に入つたが、同七年十一月社寺領上地 理するの方針を更めず、 地の使用欄を得、又その樹木を社寺の建築用材として地方相當 總て負擔する代りに、落葉柴草その他の副産物を取得し且つ林 高野山金剛峯寺のそれを擧げることが出來る。 野面積の五%を占め、 られたとはいえ、 た。後に社寺の義務はやや緩和されたが根本的には變更を見ず、 この規則は社寺側にとつて滿足すべき性格のものではなかつ の代償にて拂下を受ける特權を與えられるというのであるが、 めて少なかつた。その後社寺の經營狀況が一層惡化するに伴 國有林野法に於いて上地森林を社寺に保管せしめることが認め は常に反對意見を表明して讓らなかつた。社寺林の面積は全林 い、寺院境内還付に關する請願は屢ゝ行わ 八月社寺境内伐木取扱概則によつて保護され、更に同十七年 (二十四年四月改正) 社寺上地官林委託規則、 同十二年六月社寺境内竹木伐採表式制定・同十五 政府は努めて舊規則の精神により、 代表的なものとしては九州の霧島神宮 新に保管林の設定を許されたものは極 然し社寺側としては のちこれ 國自ら管

資料

馬場辰猪小傳行

西田 長 憲

政治的活動

る。
な關係で自由黨へ行つて了つたのだと述懐したと傳えられていた關係で自由黨へ行つて了つたのだと述懐したと傳えられてい 場の人黨を懇請したのだと述べている。馬場に指導された大石 冷遇したのを怒つて自由激に來なかつたので、自由黨として馬 士は、 田三郎主宰の『每日新聞』に「當世人物論」を連載した城北隱 傳に記すところによれば、既に前から必ずしも良好ではなかつ 望をになっていたようである。自由紫總理板垣との關係は、 常議員として名を列ね、 たにも拘らず、どうして自由黨へ入つたのか。 明治一四年一〇月三〇日、自 後年、馬場も大石も本來改進黨へ行く可きであったのに妙 沼間守一が自由黨の爲めに送つた草間時福を林包明等が かも 由黨は完全に成立した。辰緒は、 目由黨中の重鎭として天下の興 明治三二年、

かように、馬場の自由黨入りには、主義主張のほかに感情的

五三(五六三)